

平成 1 5 年度公共事業の再評価に関する意見書

平成 1 5 年 1 2 月 1 7 日

京都市公共事業再評価委員会

平成 15 年 12 月 17 日

京都市長 榎本 頼兼 様

京都市公共事業再評価委員会

委員長 小林 愼太郎

公共事業の再評価に関する意見の提出について

京都市公共事業再評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。本委員会は、平成 10 年度から 14 年度までの間に 56 事業に対して審議を行い意見を述べた。今年度は平成 15 年 11 月 7 日までの間、対象となった 9 事業について、現地視察を含め 5 回の委員会を開催し、審議を行ってきた。

審議の結果、本委員会の 9 事業に対する意見を下記のとおりとりまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として再評価を進めていただくとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者の合意形成、効率性、実施過程の透明性の向上に資するよう一層努められるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

今年度は、別紙 1 の補助事業 7 事業、単独事業 2 事業が再評価の対象となった。いずれの事業も平成 10 年度に再評価を行い、本委員会において事業継続は妥当であると判断した事業であるが、再評価実施後 5 年間を経過した今年度、まだ継続中であるため再度再評価を行うものである。

本委員会では、各事業について、市から事業内容と、市が作成した対応方針（案）について説明を受け、市の対応方針（案）の妥当性について詳細に審議を行った。ここに、その審議結果をとりまとめるものである。

なお、平成１０年度から１３年度までに再評価を行って現在も継続中である別紙２の３０事業について、今年度の委員会においてフォローアップを行った。これら３０事業の平成１４年度までの実績等の報告を受け、うち１４事業について抽出し事業進捗の確認を行った。平成１４年度以後に再評価を行った事業についても引き続きフォローアップを行う予定である。

２ 事業全体についての意見

本委員会は、今回、再評価の対象となった事業のうち、京都市の対応方針（案）で事業継続とした８事業については、事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も市民生活の福祉向上や安全性の確保の上から早期の完成が待たれるものである。

また、京都市の対応方針（案）で事業中止とした１事業については、条件を付して事業を中止することが妥当であると判断した。

公共事業の遂行に当たっては、当初計画に縛られず柔軟に対応し、時代の要請に答えられるものとすべきである。

以下に、事業全体についての意見を述べる。

（１）事業調書について

現事業調書では、過去の経過説明等は詳細に記載されているが、今後は将来のスケジュール等もさらに分かりやすくしていただきたい。

再々評価となる事業調書には、再評価をした委員会において判断したことを受けて行った、その後の対応等について示していただきたい。

また、事業遅延の理由や内容について一層明らかになるよう努められたい。

3 個別事業に対する意見

(1) 都市公園事業 桂川緑地

本事業は、一級河川桂川の河川敷において、災害時の防災拠点となる避難地として利用可能な運動公園の整備を行うものである。

本事業地内の一部において行われている久我橋の架け替え工事が平成16年度に完了し、本事業の完成が早期に見込めることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(2) 土地区画整理事業 二条駅地区

本事業は、JR山陰本線の連続立体交差化事業により、廃止された二条駅の広大な貨物ヤード跡地を活用し、高度な都市機能と新たな都市拠点の形成を目指し、地域の活性化及び公共の福祉の増進に資することを目的とするものである。

本事業の進捗率は93%と高く、残る移転補償物件の除却の目途もたっていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

今後は、民間等による地区内の適正な土地利用を促進させるために、基盤となる本事業を早急に完了すべきである。

(3) 区画整理事業 伏見西部第三地区

(4) 区画整理事業 伏見西部第四地区

これら2事業は、都市計画道路を中心に区画道路や水路等の公共施設の整備など、宅地の利用増進を図り、健全な市街地の形成を目的として事業を進めている。事業の進捗率は第三地区については76%と比較的高いが、第四地区は15%と低い状況にある。

本事業地域は、広域、高速交通体系に結節する市街地周辺部に位置し、工業系用地が中心となっている。このような地域で基盤整備が遅れると、土地利用が混乱する可能性が高く、スプロール現象を防止し整序ある土地利用の促進と誘導を図るため早期に完成する必要がある。また市の重要な社会資本ストックの充実のためにも「事業継続」は妥当であると判断した。

なお、区画整理事業は広大な土地の面的整備であり関係者も多く存

在することから，合意形成を得るような手法の改善が必要と思われる。また事業が長期化し社会経済情勢の変化するなかで，当初計画に固執することなく柔軟に対応した整備計画の変更について検討していただきたい。

さらに，近郊農地を残すことは良好な都市環境を保つうえでも望ましいことであり，今後も農地の保全についての配慮をいただきたい。

（５）街路事業 深草大津線

本事業箇所は，幅員が狭小で歩道もなく，大型車の離合が困難な幹線道路であり，交通渋滞が慢性化していた。特に狭隘であったＪＲ奈良線との交差部の改良を含め拡幅整備することにより，交通の円滑化や歩行者の安全確保を図るものである。

本事業の進捗率は９８％と高く，事業完了の目途も立っていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

（６）河川事業 瀬戸川

昭和４５年に策定された本河川の整備計画は，洪水を早く安全に流すことを最優先としたものであった。この計画に基づき河積の拡大を図り併せて流路の安定を図るため，コンクリート三面張り水路を基本構造とした河川整備が進められてきた。

本事業は，流域における宅地開発等により，出水時の流出量が増大し溢水の被害が生じたため昭和６３年に事業着手された。平成１０年度の本委員会で事業継続は妥当であると判断し，事業が継続されることになった。その後１２年度にまんだら橋上流まで改修工事が完了し，一定の治水効果を発揮しているものと思われる。

しかし，まんだら橋より上流の未改修区間において，現計画であるコンクリート三面張りによる整備では，本事業地や周辺の豊かな自然環境と良好な景観保全に配慮を欠くものであり，また，平成９年度の河川法の改正により河川環境の整備と保全とが謳われたこともあり「事業中止」は妥当であると判断した。

なお，未改修区間に流れを阻害する屈曲部や狭さく部等が存在することから，事業中止に当たってはこれらを早急に解消することを条件とする。

今後は，河川環境の整備や保全の視点を踏まえ，住民の意見等を反映させた新たな河川整備計画を策定することが望ましい。

(7) 河川事業 白川

本事業は，これまでの大雨により度重なる溢水被害を引き起こしてきた本川の流下能力の不足分を分担させるための整備であり，周辺に民家が密集していることと景観保全の見地から，道路下に分水路を建設するものである。

本事業の進捗率は 8 5 % と高く，事業進捗の目途もたっていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

今後は事業の早期完成を目指していただきたい。

(8) 住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

(9) 住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

これら 2 事業は，地区内の不良住宅の買収除却や用地取得を行い，従前居住者のための改良住宅や店舗，道路，児童遊園等の整備をすることにより住環境の改善を図ることを目的としている。

この事業の目的や必要性等から「事業継続」は妥当であると判断した。

なお，地区外への移転者が多く確保すべき戸数が減少しており，今後建築する改良住宅については階層の見直し等周辺の景観になじむように検討していただきたい。さらに，整備完了後，希薄になると思われる地域コミュニティについても配慮していただきたい。

平成 1 5 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	事業進捗率	審議結果
都市公園事業	1	単	桂川緑地	面積 A= 14.6ha	S45		34	98%	「事業継続」は妥当である
土地区画整理事業	2	補	二条駅地区	面積 A= 13.2ha	S63		16	93%	「事業継続」は妥当である
	3	単	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S60		19	76%	「事業継続」は妥当である
	4	補	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S63		16	15%	「事業継続」は妥当である
街路事業	5	補	深草大津線	延長 L= 270m 幅員 W= 12m	S62		17	98%	「事業継続」は妥当である
河川事業	6	補	瀬戸川	延長 L=1,300m	S63		16	46%	「事業中止」は妥当である
	7	補	白川	延長 L=3,260m	S63		16	85%	「事業継続」は妥当である
住宅地区改良事業	8	補	崇仁北部第三地区	面積 A= 2.7ha	S58		21	85%	「事業継続」は妥当である
	9	補	崇仁北部第四地区	面積 A= 7.2ha	S60		19	44%	「事業継続」は妥当である

* 事業進捗率は平成14年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

** 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

平成 15 年度フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実 施 年 度	補助単独	種 別	番 号	事 業 名	進捗率 (%) (H15.3)	備 考
平成10年度	国庫補助事業	都市公園事業	1	西京極運動公園	100	H14完了報告
		街路事業	8	十条通	99	
		下水道事業	1 3	鳥羽処理区	99*	
			1 4	吉祥院処理区	100*	
			1 5	伏見処理区	91*	
			1 6	山科処理区	97*	
			1 7	桂川右岸	87*	
			1 8	木津川	100*	
		住宅地区改良事業	2 2	改進第三地区	100	H14完了報告
平成11年度	国庫補助事業	道路事業	1	一般国道477号	50	抽出**
		河川事業	2	旧安祥寺川	7	抽出**
	京都市単独事業	街路事業	4	・野大路	88	
			7	向日町上鳥羽線	97	
			8	・野西通	57	抽出**
			9	大原通	59	抽出**
	国庫補助事業	道路事業	1 0	宝ヶ池通	3	抽出**
	京都市単独事業	街路事業	1 1	山陰線側道北線	99	
			1 2	近鉄東側道	93	
		土地区画整理事業	1 3	洛北第二地区	99	
平成12年度	京都市単独事業	街路事業	1	幡枝葵森線	57	抽出**
			2	国鉄嵯峨駅北通	61	抽出**
			3	桂駅東通	100	H14完了報告
			4	山陰街道	6	抽出**
			5	御陵六地藏線	88	
		土地区画整理事業	6	上鳥羽南部地区	98	
			7	竹田地区	99	
			8	伏見西部第二地区	99	
		道路事業	9	大原花背線	30	抽出**
平成13年度	国庫補助事業	河川事業	1	七瀬川	73	抽出**
	京都市単独事業	街路事業	2	西小路通	57	抽出**

* 下水道事業の進捗率は、下水道管（污水管）の人口普及率を示す。

** 抽出とはフォローアップ対象事業のうち第1回委員会において報告した事業を示す。

参 考 資 料

- 1 京都市公共事業再評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業再評価委員会審議日程

1 京都市公共事業再評価委員会名簿（平成15年4月1日～）

（敬称略，五十音順）

副委員長	伊多波 良雄	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
	岩崎 義一	大阪工業大学工学部都市デザイン工学科助教授
	小野山 正彦	京都新聞社論説委員
	小伊藤 亜希子	大阪市立大学生活科学部助教授
委員長	小林 慎太郎	京都大学大学院地球環境学堂教授
	下野 惲子	京都商工会議所女性会総括副会長
	野崎 アキ	京都市地域女性連合会副会長
	見上 崇洋	立命館大学政策科学部教授

2 京都市公共事業再評価委員会審議日程

区 分	開催年月日	審 議 内 容
第 1 回	平成15年7月1日	・ 委員長，副委員長の選出 ・ 平成15年度京都市予算概要 ・ 平成10・11・12・13年度再評価事業の フォローアップ
第 2 回	平成15年7月25日	・ 平成15年度再評価対象事業 概要と対応方針（案）の説明
第 3 回	平成15年8月28日	・ 対象事業の現地視察
第 4 回	平成15年10月24日	・ 対象事業の審議
第 5 回	平成15年11月7日	・ 意見書の取りまとめ